商工観光課から

令和２年度

環境保全啓蒙活動交付金について

風蓮湖、野付半島および野付湾は、ラムサール条約の湿地登録地に認定されています。本町では、これらに流入する河川および湿地の環境保全活動の推進と住民意識の啓蒙を図ることを目的として、町内の各種団体等が実施する環境保全啓蒙活動事業の経費に対し、交付金を交付しています。

■交付対象団体　NPO法人、町内会、ボランティア団体、学校（学級、サークル含む）等で環境保全啓蒙を行う町内の団体

■交付対象経費　団体等が行う緑化推進活動、自然教育活動、景観美化活動等環境保全啓蒙活動に要する経費で、苗木の購入費、肥料、講師謝礼、資料・リーフレット代、ごみ清掃用消耗品費、その他活動遂行上必要と認められるもの

■交付金の額　１団体につき５万円が上限です。ただし、５万円に満たない場合は、その実施額以内の額とします。

■申請方法　次の書類を下記担当まで提出してください。

■申請書類　①申請様式（交付申請書、事業計画書、収支予算書）　②団体の役員名簿　③団体の規約

※申請様式は下記担当で配布しています。

問合せ／観光・交流担当（内線1621）

令和2年度 尾岱沼 場所 尾岱沼ふれあいキャンプ場

潮干狩りフェスティバル

他産地より大粒!と人気のアサリをバケツいっぱいに持ち帰り、春の訪れと旬の味覚をご堪能ください。

料金

一　般　300円
小中学生　200円
＋
遊漁料（バケツ1杯）
1,200円

実施時間の30分前から受け付けを開始します。また、受け付けは実施時間終了30分前で締め切りとさせていただきます。

※新型コロナウイルスの関係で日程変更となる場合があります。

雨天等、当日実施確認先

実施回数	実施月日	実施時間
第１回	５月９日(土)	9:50～11:50
第２回	５月10日(日)	10:30～12:30
第３回	５月23日(土)	9:10～11:10
第４回	５月24日(日)	9:45～11:45
第５回	６月６日(土)	9:00～11:00
第６回	６月７日(日)	9:35～11:35
第７回	６月20日(土)	8:10～10:10
第８回	６月21日(日)	9:00～11:00

尾岱沼ふれあいキャンプ場
TEL0153-86-2208（朝７時以降）

上下水道課から

浄化槽とは

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を、それぞれの家庭できれいにする施設のことです。仕組みは下水道とほぼ同じであり、下水道が無い区域のための処理施設です。

本町では、自然環境への影響が少ない「合併処理浄化槽」の設置に対し、補助制度を設けて普及を進めています。

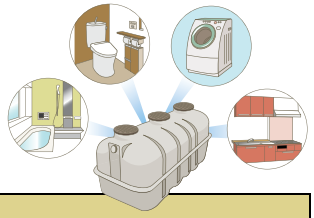

■浄化槽の年間維持管理費等の目安

	初年度	２年目以降	維持管理費の内容
５人槽	66,000円	72,000円	検査手数料、保守点検料金、清掃代金、清掃時水道料金、ブロア電気代、汚泥くみ取り料、消毒用薬剤料、その他 ※通常使用における平均的な目安ですので、使用状況等によって変動します。また、汚泥くみ取り時に業者への立ち会いを依頼する場合には、左記の金額以外にも料金が発生することがあります。
７人槽	71,000円	78,000円	
10人槽	83,000円	90,000円	

問合せ／事業・維持担当（内線4519）

令和2年度

合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

本町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、下水道処理区域外にお住まいで、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。
希望される方は、交付条件等をご確認の上、申込書を提出してください。
なお、申し込みは設置者本人が行ってください。

1　補助金交付条件

■補助対象者　下記全ての条件を満たす必要があります。
①下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する町民の方で、令和３年２月26日㈮までに確実に設置を完了できる方
※新築または増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置および単独浄化槽からの切り替えが対象です。
②町税等を滞納していない方
③過去に本補助金の交付を受けていない方（世帯員含む）
④法令に基づき、適正な維持管理をされる方（法定検査、保守点検、清掃等）
※法定検査受検拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

■補助内容
合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事および付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して、補助限度額に基づき補助します。
なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際に要した費用を補助限度額とします。
※令和２年度から、すでに設置している単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替える場合に限り、宅内配管の設置に要する費用を、30万円を限度として補助限度額に上乗せします。

■補助限度額　※今後変更する可能性があります。
５人槽 1,130,000円　　７人槽 1,350,000円
10人槽 1,690,000円

2　提出書類

申込書は、このページをコピーするか、町ホームページからダウンロードしてください。
提出書類②および③については税務課、④については町民課で取得できます。
①合併処理浄化槽設置整備事業申込書
②完納証明書
③住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳などの住宅の面積が分かる書類
④設置する住宅の世帯全員の住民票

3　申込期間

４月１日㈬から５月８日㈮

4　その他

アパートや社宅等は補助金交付対象外です。
年度内の予算は限られているため、申し込みが多数の場合には５月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

町ホームページ検索キーワード　合併処理浄化槽設置　検索

令和２年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな				職　業	
氏　名	印				
住　所	(現住所)			電話番号／FAX	
	(設置先) 野付郡別海町				
該当区分（○印を記入）	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用
その他の特記事項	工事期間予定				
	（着手）令和　年　月　～（完了）令和　年　月				
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数	
	㎡	箇所	箇所	箇所	
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人	
	居住者増減の理由				

申込み・問合せ／事業・維持担当（内線4519）